

EC 条約176条に基づく 国家のより厳格な環境保護措置

—EC 条約95条による国家の保護措置との比較を中心に—

中 西 優美子

I. 序

1. 問題設定と検討の対象

EC 条約 2 条は共同体の目的を定めているが、そこには「環境の高水準での保護および環境の質の改善」が目的の一つとして挙げられている。また、共同体の政策を列挙する EC 条約 3 条においても「環境の分野における政策」が同条 1 項(1)に明示的に定められている。さらに、EC 条約には「環境」と題される編がおかれている。この環境と題される第19編は、EC 条約174条、175条および176条の 3 か条から構成されている。この 3 か条には、それぞれ特別な役割が割り当てられている。最初の条文、EC 条約174条には、共同体の環境政策の目的（1 項）、並びに、予防原則、汚染源優先是正の原則および汚染者負担の原則という EC 環境政策における 3 原則（2 項）などが定められている。2 番目の条文、EC 条約175条は、法的根拠として用いられる。EC は国家ではないために、EC は構成国から条約により権限を移譲された範囲においてのみ行動することができる。換言すれば、EC 条約に法的根拠がなければ無権限となり、EC の行為は後に取り消されることになる。環境政策における措置は EC 条約175条 1 項あるいは 2 項に依拠して採択される。そして、3 番目の条文、EC 条約 176 条は国家に単独措置（Nationale Alleingänge）をとることを可能にする条文である、すなわち、共同体の措置が採択されたにもかかわらず、そ

こから逸脱して構成国が既存の国内法を維持したり、あるいは、新たに国内法を制定したりすることを可能にする。本稿では、この EC 条約176条を中心に扱うことにする。

EC 条約176条は保護強化条項 (Schutzverstärkungsklausel) と呼ばれる。EC 条約の中にはこのように保護強化条項と呼ばれるものが複数存在する。域内市場の確立と運営にかかわる EC 条約95条 4 項および 5 項、社会政策に関する規定、EC 条約137条 4 項、並びに、消費者保護に関する規定、EC 条約153条 5 項がそれに当たる。EC 条約137条 4 項¹および EC 条約153条 5 項²は EC 条約176条とほぼ同様な主旨を有している。他方、EC 条約95条 4 項および 5 項は保護強化条項とされ EC 条約176条と共通点を有するものの、相違点を有している。

EC 条約176条は、象徴的な意味しかないと批判されることもあるが、後述する最近の欧州司法裁判所の判決において、EC 条約176条の適用を活性化させる判断が下された。今後 EC 条約176条の積極的適用が増加する可能性がある。本稿では、EC 条約176条の意義を法的観点から明らかにするとともに、欧州統合における EC 条約176条の位置づけを行うことを目的にする。まず、EC 条約176条の成立、発展を見、次に同条の内容を明らかにする。さらに、同条に関連する欧州司法裁判所の判例を検討した上で、最後に結論として、EC 条約176条の意義を述べたい。それらの検討の際には、特に EC 条約176条を EC 条約95条 4 項および 5 項と対比することにする。本稿では、検討対象を環境分野における国家の単独措置に限定し、EC 条約137条 4 項および EC 条約153条 5 項には必要な範囲においてのみしか触れない。また、国家の暫定的措置を認めるいわゆる保護条項 (Schutzklausel) と呼ばれる EC 条約95条10項および EC 条約175条 5 項は検討対象とはせず、必要な範囲においてのみ触れることにする。なお、EEC 条約から EC 条約への名称の変更や条文番号の変更があり、また同時に、条文自体の内容の変更もあり複雑であるが、まとめると、次

ようになる。本稿で扱う現行の EC 条約176条は、単一欧州議定書による改正で、EEC 条約130t 条として追加されたものであり、マーストリヒト条約により、EC 条約130t 条となり、アムステルダム条約による改正により、EC 条約176条となった。他方、現行の EC 条約95条 4 項および 5 項は、単一欧州議定書による改正で、EEC 条約100a 条 4 項として追加され、マーストリヒト条約により、EC 条約100a 条 4 項となり、アムステルダム条約により、EC 条約95条 4 項および 5 項となった。

2. EC 条約176条と EC 条約95条 4 項および 5 項の対比の意義

EC 条約176条と EC 条約95条 4 項および 5 項との対比にはどちらも保護強化条項で国家の環境分野の単独措置に関する条項という共通性もっていることのほかに、次のような意味がある。共同体の環境政策における措置は、前述したように EC 条約175条 1 項または 2 項を法的根拠にして採択される。しかし、環境にかかわる措置は同条のみならず、EC 条約の別の条文を法的根拠にして採択されることがある。それは、いわゆる横断条項といわれる EC 条約 6 条が、「特に持続可能な発展を促進するために環境保護という要件が、3 条に規定される共同体政策と活動の定義と履行の中に取り入れられなければならない」と定めており、共同体の別の政策においても環境保護を考慮に入れることが義務づけられているからである。よって環境に関する措置は EC 条約175条のみならず EC 条約95条を法的根拠とすることも可能である。EC 条約に環境保護に対する個別の法的根拠が導入された後も、EC 条約95条を法的根拠とする場合がある。例えば、自動車の排気ガスによる大気汚染に関する措置は EC 条約100a 条（現 EC 条約95条）を法的根拠にしている³。実際、これまで環境に関する措置の法的根拠条文が EC 条約175条なのか EC 条約95条なのかという法的根拠選択の問題が欧州司法裁判所に繰り返し取り扱われてきた⁴。

これらの法的根拠選択問題にかかわる諸事件は、立法手続の差異、特に

欧州議会の立法手続における参加の度合いの差異が原因で起こっていた。しかし、EC 条約175条（EEC 条約旧130t 条）、95条（EEC 条約旧100a 条）の立法手続が度重なる条約改正で変更され、両者とも欧州議会と理事会の共同決定手続（EC 条約251条）を要請するようになり、従来の観点からでは法的根拠選択の問題がなくなるはずであった。しかし、本稿で対象とする EC 条約176条と EC 条約95条 4 項および 5 項の適用条件・法的効果に相違があり、その相違が近年の欧州司法裁判所により明瞭にされ、本稿で問題とする国家の単独措置の可能性という別の観点から新たに法的根拠選択が重要性を帯びようになってきている⁵。

II. EC 条約176条と EC 条約95条の成立と発展

1. EC 条約176条と EC 条約95条の成立

EEC 条約（現 EC 条約）は当初環境政策に対する個別条文を含んでいなかったため、環境に関する措置は、1987年に単一欧州議定書が発効するまでもっぱら EEC 条約100条（現 EC 条約94条）と EEC 条約235条（現 EC 条約308条）のどちらか一方あるいは両方を法的根拠にして採択されていた⁶。単一欧州議定書により、EEC 条約100a 条（現 EC 条約95条）と EEC 条約130s 条（現 EC 条約175条）および EEC 条約130 t 条（現 EC 条約176条）が EEC 条約に追加されることになった。

それを受け、環境に関する措置は、EEC 条約100a 条または EEC 条約130 s 条を法的根拠として採択されるようになった。採択された措置から逸脱する構成国国家による単独措置（*nationale Alleingänge*）を許す条文が、EEC 条約100a 条の場合は同条の 4 項に、EEC 条約130s 条の場合は別の独立した条文 EEC 条約130t 条に挿入された。

(1) EEC 条100a 条（現 EC 条約95条）の成立

EC 条約95条は、欧州経済共同体（EEC）を設立した当初の EEC 条約

にはなかった条文である。1987年に発効した単一欧州議定書により、EEC 条約100a 条として、新たに挿入された。EEC 条約100条(現 EC 条約94条)は、「理事会は…共同市場の確立または運営に直接影響を及ぼすような構成国の法律、規則または行政規定を接近させるための指令(命令)を全会一致で定める」としている。同条は1項からのみなり例外規定や逸脱規定なども含まれていない。他方、追加された EEC 条約100a 条は5カ項からなっており、1項において「…理事会は…域内市場の確立と運営を目的とする構成国の法律、規則または行政行為によって規定される諸法規を接近させる措置をとらなければならない」と定められた。現行の EC 条約95条4項および5項に相当するのが、EEC 条約100a 条4項である。

EEC 条約100a 条4項が挿入された理由は、以下の通りである。EEC 条約100条が理事会の全会一致を要請するのに対して、EEC 条約100a 条は理事会の特定多数決で十分とする。EEC 条約100a 条は、EEC 条約100条とは異なり、例外規定や逸脱規定を含んでいるが、それは、理事会の全会一致ではなく特定多数決を採用したことの代償である⁷。逸脱対象事項について、イギリスとアイルランドは、EEC 条約100a 条により人、動物、植物の健康に関する保護措置が損なわれてはならないと考え、EEC 条約100a 条4項を要請した⁸。また、特に、EEC 条約100a 条4項の逸脱理由の一つとして環境が挙げられたのは、当時環境分野における法制が進んでいたドイツとデンマークが、自国代表の反対にもかかわらず特定多数決により採択された調和措置により自国の環境基準が低下することを恐れて要求し、それが受け入れられたためである⁹。もっとも、EEC 条約100a 条(現 EC 条約95条4項および5項)は上述したように全会一致をやめることの代償として導入されたが、EC 条約95条4項あるいは5項に基づく国内措置をとる際に、反対したり棄権した構成国のみならず、共同体の措置に賛成した構成国も国内措置をとることができる¹⁰。

(2) EEC 条約130t 条（現 EC 条約176条）の成立

EEC 条約100a 条とは異なり、EEC 条約130s 条は理事会の全会一致を要請しており、理事会の代表は拒否権を有していた。それでは、なぜ EEC 条約130t 条、すなわち、「130s 条に基づいて採択された保護措置は個々の構成国にこの条約に合致するより厳格な保護措置を維持または導入することを妨げない」という条文が挿入されたのか。

EEC 条約100a 条 4 項に調和措置からの逸脱理由としてドイツとデンマークが環境を挿入するように要請したように、EEC 条約130t 条は、ドイツおよびデンマークなどの環境政策先進国の懸案事項を考慮することで導入された¹¹。ドイツおよびデンマークなどが、全会一致のために、「最低ラインの共通項」で共同体の環境政策が水準化されることをおそれたためである¹²。

しかし、この EEC 条約130t 条は全くそれまで存在しなかった考え方を実定法化したのではなく、単一欧州議定書発効以前に採択された環境に関する措置は実際には既に構成国によるより厳格な保護措置を許容する条文を含んでいた¹³。例えば、EEC 条約100条と235条を法的根拠に採択された、環境への公的および私的計画の効果の評価に関する1985年6月27日の理事会指令85/337/EECでは、その13条に「この指令の規定は環境影響評価の際に範囲と手続に関し、より厳格な規則を定める構成国の権利に影響を与えるものではない」と定められた¹⁴。また、EEC 条約100条と235条の両方を法的根拠とした二酸化窒素に対する大気質基準に関する1985年3月7日の理事会指令85/203/EECの5条は、「構成国は何時でも本指令に定めるものよりも厳格な値を定めることができる」とした¹⁵。よって、EEC 条約130t 条は、これまでの慣行をより確実な形で認めるために実定法化されたものと捉えられる。EC 立法におけるこのような条項は単一欧州議定書発効後消えてきている¹⁶。これは、各共同体措置に個別的に条項を挿入する必要が EEC 条約130t 条（現 EC 条約176条）の追加によりなくなっ

たためであると考えられる。なお、同条は、当時保護強化条項を含んでいなかった指令にも適用される¹⁷。

2. EC 条約95条および EC 条約176条の発展

1987年発効の単一欧州議定書は、ヒト・モノ・カネ・サービスの自由移動が確保される域内市場の1992年末までの完成を目標とした。単一欧州議定書発効後、欧州司法裁判所の判例においても環境保護が共同体の目的の一つであるという判断が示された¹⁸。また、域内市場の完成年とされた1992年に締結された欧州連合条約（マーストリヒト条約）によっても、環境保護が共同体の重要な目的の一つとして認識されるようになった¹⁹。マーストリヒト条約による EEC 条約の改正により、EEC 条約は EC 条約に名称を変更し、共同体の政策の一つとして「環境政策」が EC 条約 3 条(k)に追加された。さらに、1997年に署名されたアムステルダム条約による EC 条約の改正によって環境保護が共同体の目的の一つとして、明示的に「環境の高水準での保護および環境の質の改善」（EC 条約 2 条）と定められた。また、EC 条約174条 2 項には、「共同体の環境政策は…高い水準を目的とする」という文言が付け加えられた。

EEC 条約100a 条はマーストリヒト条約による改正によって理事会の特定多数決から欧州議会と理事会の共同決定手続（EC 条約189b 条（現 EC 条約251条））に変更された。他方、EEC 条約130s 条はマーストリヒト条約による改正によって法的根拠が2つに分けられ、1つは、理事会の全会一致から原則的に理事会の特定多数決で十分とする協力手続（EEC 条約189c 条（現 EC 条約252条））（EC 条約130s 条 1 項）、もう一つは理事会の全会一致を要請する諮問手続（EC 条約130s 条 2 項）に変更された。さらに、EC 条約130s 条 1 項はアムステルダム条約による改正によって欧州議会と理事会の共同決定手続（EC 条約251条）に服することになった（EC 条約175条 1 項）。EC 条約130s 条 2 項には、理事会の全会一致が残された

(EC 条約175条 2 項)。

共同体政策における環境保護の認識の高まりおよび立法手続の民主化とあいまって、EC 条約100a 条 4 項ならびに EC 条約130t 条も次のように変化していった。

(1) EC 条約100a 条 4 項から EC 条約95条 4 項および 5 項への発展

EC 条約100a 条 4 項は、その後1997年に署名され、1999年に発効したアムステルダム条約によって改正され、EC 条約95条 4 項および 5 項になった。EC 条約100a 条 4 項は、「理事会が特定多数決により調和措置を採択した後に、構成国が36条に掲げる制限または禁止の必要が大であることを理由として、または、環境もしくは労働環境の保護にとって、国内規定を適用することが必要とみた場合には、当該構成国はこの国内規定について委員会に通告する。…」と定められていたため、調和措置の採択後新たに国内規定を制定することができるか否かが条文からは明らかではなかった。

EC 条約95条 4 項は、「理事会または委員会によって調和措置が採択された後に、構成国が30条に規定されるような、または環境保護あるいは労働環境に関する大きな必要性のゆえに、国内規定を維持することが必要と判断する場合には、維持の理由とともにそれらの規定を委員会に通知しなければならない」とし、同条 5 項は、「さらに 4 項を損なうことなしに、理事会または委員会によって調和措置が採択された後に、構成国が調和措置の採択後に当該構成国に特別な問題が生じたという理由で、環境保護または労働環境に関する新しい科学的根拠に基づく国内規定の導入が必要と判断する場合には、導入の理由と共に当該規定を委員会に通知しなければならない」と定められたことで、既存の国内法の維持のみならず、これまで学説上議論のあった、調和措置採択後の新たな国内法制定の可能性が条文中認められることになった。

(2) EC 条約130t 条から EC 条約176条への発展

上述したようにマーストリヒト条約ならびにアムステルダム条約による E(E)C 条約の改正により、EU における環境政策の比重が高まった。しかし、EEC 条約130t 条の条文自体は、大幅な変更を受けていない。EEC 条約130t 条に対しては、マーストリヒト条約により「委員会に通知する」という文言が追加されるにとどまった。その後、技術的な変更がアムステルダム条約によりなされ、現行の条文「175条に従ってとられる保護措置は、構成国がより厳格な保護措置を維持または導入することを妨げない。当該措置は、この条約と合致するものでなくてはならない。それらは、委員会に通知される」の形となった。

Ⅲ. EC 条約176条と EC 条約95条 4 条および 5 項に基づく国家の単独措置

ここでは、EC 条約176条と EC 条約95条 4 項もしくは 5 項による国家の単独措置の相違を適用条件(1)、共同体措置と国内保護措置との関係(2)、並びに、完全な調和との関係(3)から見ていくことにする。

1. 国内措置の維持または導入の条件

EC 条約95条 4 項と 5 項により国内措置の維持と新たな措置の導入が区別されている。EC 条約95条においては、既存の国内法を維持する場合は EC 条約30条に規定されるような、または環境保護あるいは労働環境に関する大きな必要性が構成国により示されなければならない(4 項)、他方、新たな国内法を導入する場合には EC 条約95条に基づく調和措置採択後に当該構成国に特別な問題が生じたという理由で、環境保護または労働環境に関する新しい科学的根拠に基づく国内規定の導入が必要ということを示さなければならない(5 項)。よって、新たな国内法を導入する場合には既存の措置の維持の場合に比べより厳しい条件を満たす必要がある。さらに、どちらの場合も欧州委員会に通知し、承認を得る必要がある。特に EC

条約95条5項の適用の際に用いられる厳格な条件は、新たな国内措置の導入がEC法の優位により生じる第二次法の先占効果（pre-emption effect）を破ることになるため²⁰、委員会のコントロール、ひいては欧州司法裁判所のコントロールが必要とされる²¹。

他方、EC条約176条における「維持または導入することを妨げない」という文言は既存のより厳格な国内規定の維持と同様により厳格な国内措置を導入できることを意味する。両者の間には差異は設定されていない。また、構成国は欧州委員会に通知しなければならないが、承認を得るという手続は定められておらず、EC条約95条の場合に比べ、緩やかな条件となっている。

2. 共同体措置と国内措置との関係

EC条約95条の場合、EC条約95条1項に従ってとられる共同体措置の目的は域内市場の確立と運営である。しかし、EC条約95条4項に基づく国内措置は、EC条約30条に規定されるような、または環境保護あるいは労働環境に関する大きな必要性がある場合にとられる。EC条約30条は、構成国の数量制限の禁止に対する例外事項、すなわち、公共道徳、公秩序、公共の安全、人間と動物の健康および生命の保護などの正当化理由を定めている。国家による単独措置はEC条約30条に掲げられる理由、環境保護あるいは労働環境上の理由となり、域内市場の目的とは異なっている。また、EC条約95条5項は、EC条約30条に列挙されるような理由では国内措置は許容せず、環境保護または労働環境に関する理由に限定している。換言すれば、EC条約95条1項に依拠する共同体の措置とEC条約95条4項または5項のいずれに依拠するにせよ許容される国内措置は同一方向を向いているのではなく、むしろ相反する可能性をもっている。それゆえ、EC条約95条1項に基づく共同体の措置とEC条約95条4項あるいは5項に基づく国家の単独措置は目的が異なっている。よって、EC条約95条4

項および5項は逸脱規定 (Ausscherklausel) と捉えられ、また、法の一体性 (Homogenität des Rechts) を危険にさらしめる効果を有するゆえに、他の例外規定の解釈と同様に狭く解釈されるべきものとされる²²。

他方、EC 条約176条は「より厳格な措置」と定めており、EC 条約175条に基づいてとられる措置は環境保護の措置であるから、より厳格な保護措置としてとられうるのは環境に関するものに限定される。結果、EC 条約175条に従ってとられる共同体措置も国家による単独措置も環境保護のための措置であり、両者の目的は同じと解される。国内措置が共同体措置と同じ方向性をもったものを目的とし、共同体措置の一步先を進み、EC 条約174条の目的と原則に近づくことに寄与する場合に、国家の単独措置が許容される²³。それゆえ EC 条約176条は制限解釈が要請される例外規定ではないと捉えられる²⁴。

3. 完全調和措置との関係

ECは構成国により権限を移譲された範囲においてのみ行動することができる (権限付与の原則) (EC 条約5条1項)。ECが排他的権限を有する場合は、構成国にECから再授権がなされない限り、ECのみが行動することができる (欧州憲法条約I—12条1項参照)。他方、ECが構成国との共有権限を有する場合は、ECおよび構成国が立法することができる (欧州憲法条約I—12条2項参照)。しかし、構成国はECが権限を行使した場合はもはや行使することができない (同項参照)。後者の効果を特に先占効果 (Sperrwirkung; pre-emption effect) という。ECは域内市場および環境分野において共有権限を有している (欧州憲法条約I—14条2項参照)。すなわち、共同体の措置が域内市場あるいは環境分野において採択された場合、その限りにおいて構成国は国内法の維持あるいは制定を制約されることになる。EC法が国内法に優位する原則が判例法により確立されているため、EC法に違反する国内法は適用できない。それでは、調

和措置が EC 条約95条により採択されたり、あるいは、共同体の措置が EC 条約175条 1 項または 2 項に基づき採択される場合、先占原則との関係でどのようなになるか。

検討に入る前に、「調和 (Harmonisierung ; harmonization)」概念を明らかにしておかなければならない。共同体がある分野において措置を採択したからといって、すぐにその分野において先占効果が生じ、構成国の行動が制限されることにはならない。調和にも次のようないくつかの種類がある。種類の分類には学説によって若干の相違があるが、共通して見られる分類は次の 3 つである²⁵。①完全な調和 (total or complete harmonization ; abschließende, totale oder vollständige Harmonisierung)、②選択調和 (optional harmonization ; optionelle Harmonisierung)、③最小限の調和 (minimum harmonization ; Mindestharmonisierung)。

①完全調和の場合、すべての構成国において統一的な基準が創設される。国家によるそれを超える基準も下回る基準も許されない。構成国は、明示的に与えられた範囲でのみ裁量を有する。これは、EC が競争的権限²⁶を有し、それを行使する場合に起こり、その結果先占効果が生じると考えられる。②選択調和の場合は、共同体法の基準と国内法の基準の並存が許される。例えば、ある共同体措置は製品に対し構成国の取引に適用される製品基準のみを定めており国内市場にのみ存在する製品の基準は構成国に委ねられている。これは、EC が並行的権限²⁷を有する場合に当てはまると考えられる。③最小限の調和の場合は、共同体レベルで基準を設定するが、より厳格な措置を構成国にとることを可能にする。これは、EC が競争的権限を有し、それを行使する場合に起こり、その結果より緩やかな措置をとれないあるいはその措置と合致しない措置はとれないという意味で先占効果は生じるが、より厳格な措置はとることはできるという場合である。

これに関連していつかの疑問が起こってくる。保護強化条項の存在にも

かわらず EC 条約95条および EC 条約175条により完全調和を生じさせる措置を採択できるのか否か。EC 条約95条と EC 条約175条による措置の間には相違はあるのか。

EC 条約はヒト、モノ、カネ、サービスの自由移動が確保される域内国境のない領域である域内市場を漸進的に設立することを追求し、そのため、EC 条約は構成国立法の調和のための措置の採択を定めている。これが、EC 条約95条である。EC 条約95条に基づき調和措置を採択することは可能であり、それが完全な調和をもたらす場合は構成国は共同体措置から逸脱する国内措置を維持したり導入することができない。しかし、その場合であっても EC 条約95条 4 項あるいは 5 項の理由に依拠し、それが欧州委員会により認められれば許容される²⁸。

他方、EC 条約174条は国内法の調和を目指すとは定めておらず、175条も目的の達成のための措置をとると規定しており、調和措置とは特に言及していない。実際、EC 条約175条と完全な調和措置採択の可能性の関係について、学説上見解の一致はない。主なものとして、次の3通りの見解が考えられる。まず、EC 条約175条に基づいては完全調和措置の採択がそもそも可能ではないという考え方と、可能であると前提する考え方に分かれる。後者の場合は、さらに、2つの見解に分かれる。国家の単独措置が認められないとする見解と認められるという見解である。

例えば、Kahl は、EC 条約176条の新しいところは、完全調和措置が採択された後でも構成国による改善措置が可能であるとし、これを建設的な先占効果 (Sperrwirkung) の打破と捉えている²⁹。Middeke も EC 条約176条を完結的および完全な調和 (abschließende und vollständige Harmonisierung) が破られる例外として捉え、共同体がまだ行動していないあるいはもっぱら部分的な調和しか存在しない場合には EC 条約176条への依拠は考慮されないとした³⁰。Calliess は、EC 条約175条に基づく措置の先占効果は最小限の程度 (Mindestmaß) に制限されることによって EC 条約

176条は構成国の行為権限を認めているとする³¹。その上で、先占効果を有する共同体措置と国内措置が重複する場合があるからこそ EC 条約176条の存在意義があるとする³²。Jarass は、EC 条約176条は環境保護のための強化保護措置が扱われる限り EC 条約175条に基づく措置が決して完結的な (abschließend) ものにならないことを確立するものであるとした³³。また、共同体の立法者が完結的な規定を採択したいのであれば、EC 条約95条に依拠しなければならないとした。なお、欧州司法裁判所が EC 条約176条と完全な調和についてどのような見解をもっているのかは、IVで取り上げることにする。

IV. EC 条約95条および EC 条約176条に関する欧州司法裁判所判例

EC 条約95条および EC 条約176条の相違を明らかにするために、以下において、両条にかかわる判例を取り扱うことにする。

1. EC 条約95条 (旧 E(E)C 条約100a 条) に関する裁判所判例

(1) C-41/93 (France v. Commission) 事件 (1994年5月17日判決³⁴)

[事実概要]

本件は、EEC 条約100a 条 (現 EC 条約95条) が改正される前の事件で、EEC 条約100a 条4項に基づくドイツの国内措置が問題となった事件である。理事会は危険な物質の販売と利用の制限に関する指令76/769/EECを修正する91/173/EECを EEC 条約100a 条に基づき採択した。ペンタクロロフェノール (pentachloronol: PCP) は、指令によってカバーされる危険物質のひとつであった。ドイツは、PCP に関し、指令91/173/EECに代えて、国内規定を引き続き適用するために、EEC 条約100a 条4項に基づきそれを欧州委員会に通知した。欧州委員会は1992年12月2日にドイツの規定を承認する決定を採択した。

これに対し、フランスは、ドイツは PCP 利用制限措置が EEC 条約36条 (現 EC 条約30条) に言及される必要性に基づき正当化されることあるい

は労働環境や環境保護に関して比例性原則に則っていることを示しておらず、また、委員会は EEC 条約190条（現 EC 条約253条）に定める理由づけ義務に違反したと主張し、委員会の承認決定の取消を EEC 条約173条（現 EC 条約230条）に従い欧州司法裁判所に求めた。

〔判決〕

欧州司法裁判所は、EEC 条約100a 条 4 項の条件が満たされれば、その規定は EEC 条約100a 条 1 項に基づいた手続に従った調和措置から逸脱する法規の適用を構成国に許すことを確認した上で、この可能性は条約の根本的な目的の一つ、すなわち、構成国間の物の自由移動に対する障害の除去を達成することを目的とする共通措置からの逸脱になるゆえに、EEC 条約100a 条 4 項は委員会と欧州司法裁判所による審査に服することになると判示した（判決23—24段）。

その上で裁判所は、問題となっている国内規定が EEC 条約100a 条 4 項に定める主な必要性の理由により正当化されるか、恣意的な差別や構成国間の貿易制限になるか否かを欧州委員会が判定しなければならないとした（判決27段）。委員会は、ドイツの措置の目的は健康と環境保護であり、ダイオキシンにリンクしたがんのリスクから市民を保護することを意図していたと主張した（判決32段）。しかし、裁判所は、EEC 条約190条（現 EC 条約253条）の義務に基づき措置が採択に至った理由の陳述を含むべきであるが、本件ではこの条件が満たされていなかったために、当該委員会決定を取り消すという判決を行った（判決34—35段）。

〔評価〕

本判決は EEC 条約100a 条 4 項に関する最初の判例であった。本判決では欧州委員会が国内措置に承認を与えたにもかかわらず、欧州司法裁判所がそれを取り消した。これにより EEC 条約100a 条に基づく欧州委員会の通知手続は単なる形式的なものではなく、実質的なものであり、その審査が厳格になされなければならないことが裁判所により明らかにされた³⁵。

この判決では、EEC 条約100a 条 4 項「国内規定を適用する」という文言の解釈につき、新たな国内法を導入することが可能か否かについては言及されなかった。

(2) C-512/99 (Germany v. Commission) 事件 (2003年 1 月21日判決³⁶)

[事実概要]

危険な物質の分類、包装およびラベルに関する国内法の接近に関する理事会指令67/548/EEC を技術的な進歩に適合させるため指令97/69/EC が採択された。ドイツは鉱滓綿に関しこの指令から逸脱する国内規定を欧州委員会に通知した。しかし、欧州委員会は1999年10月26日の決定1999/836/EC によりその承認を拒否した。これに対し、ドイツはこの決定の取消を求めて、EC 条約230条に基づき欧州司法裁判所に提訴した。

ドイツは指令97/69/EC を期限内に国内で実施した。しかし、指令97/69/EC にある評価基準は十分な保護のレベルを与えるものではないと考へ、欧州委員会に指令97/69/EC に定められるものよりもより厳格な措置である国内規定を導入する意図で1998年12月11日に欧州委員会に国内措置を通知した。その申請は当時適用可能であった EC 条約100a 条 4 項に基づきなされた。

欧州委員会は1999年10月26日に EC 条約95条 6 項に基づき当該決定を採択した。その決定の中で委員会はドイツによる要請は EC 条約95条 5 項に定める実質的に条件に照らして正当化されず、よって問題となっている国内規定は拒否されるとした。

[判決]

EC 条約100a 条から EC 条約95条に改正される過渡的な時期の欧州委員会に対する申請が問題となっていたが、これに対し、裁判所は次のように判示した。

過渡的な規定がない場合には新しい法規が旧規定の下で生じた状況の

将来的効果に対して直ちに適用されることは確立された判例法である（判決46段）。

ドイツがアムステルダム条約により EC 条約に導入された構成国法の調和に関する新しい規定の発効に無知ではありえなかったことは明らかである（判決60段）。

EC 条約95条 5 項は、調和措置から逸脱する国内規定の導入は調和措置の採択後生じる関係当事国に特有の問題を理由に環境保護または労働環境に関する新しい科学的証拠に基づくことを要請している（判決80段）。

条件は明らかに累積的なので、逸脱規定が委員会によって拒否されない場合にはすべての条件が満たされなければならない（判決81段）。

新しい科学的証拠に基づいていることが証明されていないので、EC 条約95条 5 項の条件は満たされない（判決87段）。

EC 条約95条 5 項の条件は累積的であるので、環境保護あるいは労働環境ならびにドイツに特有の問題については審査する必要がない（判決88段）。
〔評価〕

本判決は欧州委員会の拒否に対する不服を扱った最初の事件である。C-41/93事件においては、欧州委員会の審査が形式的なものであったため、欧州司法裁判所に取り消されたが、逆に、本件では、欧州委員会の審査が厳格であったため取消が求められた事件である。

1999年 5 月 1 日にアムステルダム条約が発効し、有効な条文は EC 条約 100a 条 4 項から EC 条約95条 4 項もしくは 5 項に変更された。本件においては、EC 条約100a 条が有効であるときに、ドイツが国内措置の申請を行い、それに対する回答を委員会が EC 条約100条 4 条ではなく EC 条約 95条 5 項の適用条件に基づく審査をした上で決定を下したということが問題になった。

EC 条約100a 条と EC 条約95条 4 項もしくは 5 項の相違は、上述したように、既存の措置の維持と新たな国内法の導入に区別されたことと、後者

に対しては、より厳格な適用条件が課されていることにある。本件で拒否された理由は新たな科学的根拠が示されていないということであるが、これは、EC条約100a条4項には定められていなかった条件である。

欧州司法裁判所は、ドイツの主張を取り入れず、委員会が決定を下したときに有効であったEC条約95条5項に基づく判断を肯定した。このことは、欧州司法裁判所がEC条約100a条4項とEC条約95条4項ないしは5項を明確に区別したこと、さらに、EC条約95条4項あるいは5項を例外事項と捉え、その例外は厳格に適用しなければならないと考え、狭義に解釈したことを示している。

また、欧州司法裁判所はEC条約95条5項の正当化理由は選択的なものではなく、累積的条件であることを明らかにした。よって、たとえ新たな科学的根拠に基づく環境保護の措置であっても、関係構成国に特有の問題でなければ承認されないことになった。

(3) C-3/00 (Denmark v. Commission) 事件 (2003年3月20日判決³⁷⁾)

[事実概要]

デンマークは食料品における亜硝酸塩および硝酸塩の利用に関する国内法を欧州委員会に通知した。委員会は1999年10月26日の決定1999/830/ECによりその申請を拒否した。デンマークは、これを受け、EC条約230条に基づき欧州司法裁判所に同決定の取消を求めた。

[判決]

欧州司法裁判所は、まず、EC条約95条4項および5項の相違を次のように区別した。

EC条約95条において予定されている状況の相違は、1番目の状況 (EC条約95条4項に基づく場合) は、国内規定が共同体の調和措置に先行していることである。国内規定は共同体立法機関に知られているが、共同体立法機関は調和の目的のために国内規定に導かれることはできないしそれを

追求しない。それゆえ、構成国が独自の法規に効力を持たせ続けることを要請することが受け入れられると考えられる。そのため、EC 条約はそのような国内規定が EC 条約30条に定める主な必要性あるいは環境保護もしくは労働環境に関連する理由に基づいて正当化されなければならないことを要請する。他方、2番目の状況（EC 条約95条5項の基づく場合）において新しい国内立法の採択は調和を危険にさらしめる可能性がより高い。共同体機関は、当然のこととして、共同体調和措置を作成する際に国内条文を参照することはできない。この場合、EC 条約30条に定める要請は（正当化理由として）考慮に入れられない。構成国が新しい科学的証拠を示し、かつ、新しい国内規定の導入の必要性が調和措置を採択した後に起こる関係構成国にとって特有の問題から生じるという条件の下で、環境保護あるいは労働環境に関する理由のみが受け入れられる（判決58段）。

さらに裁判所は、本判決において国内措置に比例性原則が適用されることを以下のように判示した。

共同体の立法機関が構成国の国内規定から逸脱する調和措置を採択したとき同構成国は共同体措置とは異なる、人の健康へのリスク評価を根拠にして既存の国内規定の維持を求める申請をすることができる。そのためには、申請する構成国はこれらの国内規定が共同体の調和措置よりも高い健康保護のレベルを確保していること、ならびに、国内規定が目的を達成するのに必要なものを超えていないことを証明しなければならない（判決64段）。

〔評価〕

本件は、EC 条約95条4項および5項のそれぞれの適用範囲について明らかにした最初の判例である³⁸。EC 条約95条4項に基づくときには構成国に特有の問題である必要性はないが、同条5項に基づくときはそれが要請されることを明確にした。また、既存の法の維持と新たな国内法の導入では、域内市場の確立および運営に与える影響が異なるということを強調

した³⁹。EC条約95条4項と5項が区別されたことで、今後EC条約95条4項の適用可能性は維持される一方で⁴⁰、EC条約95条5項の適用可能性は縮小することになると考えられる⁴¹。

さらに、裁判所は、国内規定が比例性原則⁴²を遵守していることを構成国が証明しなければならないということを明確に示した。

2. EC条約176条（旧E(E)C条約130t条）に関する判例

（1）C-203/96（Dusseldrop）事件（1998年6月25日先決裁定⁴³）

〔事実概要〕

1994年デュセルドロップ会社はファクトロン会社による加工のためにオイルフィルターと関連廃棄物の積荷をドイツに輸出する許可を所轄大臣に申請したが、拒否された。その拒否の根拠として適用されたのが、オランダの国内法である、1993年6月の危険廃棄物の処理のための長期計画であった。それによると、よりよい加工技術が海外に存在するあるいはオランダでは廃棄物を加工する能力が不十分である場合にのみ、輸出が許可されるようになっていた。すなわち、同等な加工技術の場合は廃棄物を輸出することが許可されなかった。そこで、デュセルドロップおよびファクトロン会社はこの決定を不服として、オランダの裁判所に訴えを起こした。

オランダ国内裁判所は、EC条約34条、86条、90条および130t条（現EC条約29条、82条、86条および176条）ならびに廃棄物に関する理事会指令75/442/EECおよび共同体廃棄物の積荷の監視・管理に関する理事会規則259/93の解釈につき、欧州司法裁判所に先決裁定を求めた。

EC条約130t条（現EC条約176条）にかかわる付託事項は次のようなものであった。当該理事会指令と規則が再生利用用廃棄物の構成国間の船荷に対する自己充足と近接性の原則（principles of self-sufficiency and proximity）の適用の根拠とならないとき、EC条約130t条が問題となっているオランダ危険廃棄物処理長期計画の関連部分に含まれるような法規の根拠と

なりうるか。

デュセルドロブ会社と欧州委員会は、次のように主張した。当該規則は構成国間の船荷に関する法規に完全な調和をもたらしているため、原則的に構成国は当該規則に依拠してのみそのような船荷に異議を唱えることができる。さらに、EC 条約130t 条は国内規定が特に EC 条約30条以下（現 EC 条約28条以下）と合致する限りにおいてのみ構成国に法規を採択することを許可すると。それに対して、オランダは、採択された措置は最小限の調和を構成するのであり、構成国が EC 条約130t 条を基礎に高いレベルの保護を達成することを求めることを妨げるものは何もないと主張した。
〔先決裁定〕

欧州司法裁判所は当該規則と指令は自己充足性と近接性の原則が再生利用用廃棄物に適用されないという意味に解釈されると結論づけた上で、EC 条約130t 条（現 EC 条約176条）の解釈の検討に移った。

裁判所は、EC 条約130t 条の原文を引用し、規定に従って再生利用用廃棄物の自己充足性と近接性の原則を適用し長期計画において採択されたような措置が EC 条約34条（現 EC 条約29条）と合致するか否かを検討する必要があると述べた（判決39段）。

再生利用用廃棄物に対し自己充足性と近接性の原則を適用するという目的と効果は廃棄物の輸出を制限することになり、EC 条約36条（現 EC 条約30条）に従った環境保護あるいは人の健康および生命を保護するための命令的要請（imperative requirement）によっては正当化されない。構成国はそのような廃棄物に自己充足性および近接性の原則を適用するために EC 条約130t 条に依拠することはできない（判決49段）。

〔評価〕

本件においては、Ⅲ. 3で上述したような、EC 条約176条に基づく規則が完全な調和か最小限の調和かという問題、さらに完全な調和の際に EC 条約176条が適用可能か否かという本質的な問題が争われたが、欧州司法

裁判所は、この問題には直接回答せず、EC条約176条の「条約と合致しなければならない」という条件が満たされないとして同問題を切り捨てた。

このように裁判所が同問題に言及しなかったことについて、以下のような意見がある。

Jans は、EC条約176条が適用可能か否かを検討することなく、先にEC条約29条、EC条約30条との合致の検討を行ったという事実はアプリオリにはEC条約176条の適用を不可能とみなしていなかったということを示しているようにも捉えられるが、他方、裁判所は本件においてこのことに関しルールを作ることを望まなかったとも解釈できるとコメントした⁴⁴。

Notaro は、構成国が廃棄物の船荷を妨げることができる理由について網羅的なリストを当該規則が含んでいたのにもかかわらず、裁判所と法務官は本件では条約規定の範囲においてEC条約176条が適用可能であると考えているように見えると評した⁴⁵。Notaro は、それに関して考えられる理由としては、①完全な調和の場合でもEC条約176条は適用可能と考えられていること、あるいは、②規則は最小限の調和のみを規定していることを挙げた。その上でNotaro は、2番目の理由の方がより説得力があるとした。その理由は以下のものである。詳細な規定であっても部分的な調和に過ぎないので、EC条約176条が適用可能である。これは、環境立法の特別な性質によって正当化されうるだろう。環境の状況における突然の予見不可能な変化に対し、特別の状況に対する立法の迅速な採択が調和措置が採択された後でも必要とされるかもしれないと⁴⁶。

(2) C-510/99 (Tridon) 事件 (2001年10月23日先決裁定⁴⁷)

[事実概要]

フランスのイゼール県のシャンパニエに居住するトリドンは、インコの卵の人工孵化センターを経営していた。フランスにおいては、動植物の保護に関する地方法典 L.211-1 が、ワシントン条約および EC 立法が明示

的に定めるものよりもより厳格な措置をとることを認めていた。その実施規則である、ガイアナ・デクレにより、訴訟において問題となっているコンゴウインコを含む、野鳥種の輸送、販売、購買などの特定の活動が常にかつフランスのすべての領域で禁じられた。トリドンは、コンゴウインコを販売したことにより、グルノーブル大審裁判所により刑事訴追を受けた。同裁判所は、デクレが理事会規則3626/82および理事会規則338/87、EC 条約30条（現 EC 条約28条）および36条（現30条）、並びに、ワシントン条約に合致するか否かについて、欧州司法裁判所に先決裁定を求めた。

〔先決裁定〕

欧州司法裁判所は、より厳格な国内措置の導入または維持について以下のように判示した。

理事会規則3626/82および規則338/97が適用される動植物種に関して、これらの規則は条約の規定に合致している限り構成国によりとられるまたは維持されるより厳格な措置を排除しない。そのような措置の導入または維持は、規則3626/82では15条に、規則338/97については EC 条約130s 条（現 EC 条約175条）に基づいて採択されているので130t 条（現 EC 条約176条）において定められていることになる（先決裁定45段）。

原訴訟で問題となっている国内法が規則3626/82および規則338/97により定められる法規よりも厳格でそれが輸入品にも適用されうる場合、それが EC 条約30条（現 EC 条約28条）に違反する量的制限と同等の効果を有する措置を構成するか否かを検討しなければならない（先決裁定48段）。

第二次法がその法規により定められるものよりも厳格な措置をとることを排除していない分野においては製品の輸出に制限的な効果を有する可能性のあるような国内法は動物の健康と生命の保護という目的を効果的に達成するために必要である程度においてのみ条約に合致する。それゆえ、動物の健康と生命が域内市場の貿易にとりより制限的でない国内措置により同じように効果的に保護されうる場合、EC 条約36条（現 EC 条約30条）

に定める逸脱から利益を引き出すことはできない（先決裁定53段）。

原訴訟において問題となっている貿易の禁止に対する比例性の審査、特に、目的が共同体の域内貿易により影響を与えない方法で達成されえたか否かは追加的な情報なしには本件においてはなされえないということ、また、そのような評価は科学的な研究および原訴訟の事実的状况に基づく特別の分析を必要とすることが明らかである。そのような分析をするのは国内裁判所である（先決裁定58段）。

共同体立法、特に規則939/97が原訴訟で問題となっているフランス法よりも制限的でない措置を導入したという事実は、それ自体フランス法が均衡性を欠くものであるという結論を正当化しない。そのような法は、目的が共同体の域内貿易にとりより制限的でない措置によって同じように効果的に達成されうるということが明白である場合のみ追求される目的に対し均衡性を欠くものとしてみなされうる（先決裁定59段）。

〔評価〕

比例性原則においては、「とられる措置が追求される目的に対して均衡性を有するものでなければならないこと（適合性の原則）」ならびに「目的が、共同体の域内貿易にとりより制限的でない措置によっては達成されえないこと（必要性の原則）」が問題となるが、拙稿で述べたように、本件で裁判所は必要性の原則の審査においてより制限的でない手段が存在するか否かということ以上に、措置が効果的であるか否かという点を重視したと捉えられる⁴⁸。

本裁定では裁判所はフランス法が比例性原則に合致しているか否かは直接判断を下していないが、比例性原則の判断基準を示した。よって、本件では、比例性原則が国内法に適用されることが明らかな前提となっている。しかし、不明確なのは、比例性原則が EC 条約36条（現 EC 条約30条）との関係で用いられたのか、あるいは、EC 条約176条との関係でも用いられるという判断なのかという点である。換言すれば、EC 条約176条の文

言に言う「条約に合致しなければならない」という条文が単に EC 条約の条文のみを意味するのか、あるいは比例性原則のような一般原則にも合致しなければならないのかという問題はここでは明らかにされなかった。

(3) C-318/98 (Fornasar) 事件 ((2000年 6月22日先決裁定⁴⁹⁾)

〔事実概要〕

有害な廃棄物を排出したという責任で Fornasar 他に対する刑事訴追が行われていた。その中で EC 法の問題、特に、有害廃棄物に関する理事会指令91/689/EEC の 1 条 4 項と同指令 1 条 4 項に従った有害廃棄物のリストを設定する理事会決定94/904/EC の解釈に疑義が生じ、イタリアの裁判所が欧州司法裁判所に先決裁定を求めた。

国内裁判所からの付託事項として、「理事会決定94/904/EC によって採択されたリストは網羅的と解する場合、リストに言及されていないが指令91/689/EEC の付属書 I, II および III に定める特徴を示す廃棄物は排除されるのか」、また、「裁判所が有害廃棄物のリストを網羅的でないとする場合、リストへの有害物質の自動的な追加は指令91/689/EEC の付属書 I, II および III を根拠に行われると考えられなければならないのか」ということが挙げられた。

〔先決裁定〕

欧州司法裁判所は指令91/689/EEC がより厳格な国内措置を排除する可否かについて次のように判示した。

共同体法規は環境分野においては完全な調和を果たすことを追求していないことが認められなければならない。たとえ EC 条約130r 条 (現 EC 条約174条) が達成されるべき共同体の目的を定めているとしても、EC 条約130t 条 (現 EC 条約176条) および指令91/689/EEC は構成国により厳格な保護措置をとることを許している (裁定46段)。

指令91/689/EEC は構成国が決定94/904/EC により定められる有害

廃棄物のリストに定められているもの以外のものも有害廃棄物として分類すること、また、そのような廃棄物の放棄、投棄あるいは未管理処理を禁止するためにより厳格な保護措置を採択することも妨げない。もし構成国がそのようにする場合は、構成国の管轄機関が指令91/689/EECの1条4項の2に従ってそのようなケースを委員会に通知する（裁定51段）。

〔評価〕

理事会決定により採択されたリストが網羅的なものか否かが問題になったが、裁判所は、共同体法規が環境分野では完全な調和を果たすことが追求されていないとし、共同体の環境政策の特徴を示した。その根拠として挙げられたのが、EC条約176条および指令91/689/EECによる構成国の単独措置の許容性である。もっとも問題となっている指令91/689/EECは網羅的でないと後の判例で判断されているように、網羅的である場合、EC条約176条が適用可能になるのかは不明である。

（4）C-194/01（Commission v. Austria）事件（2004年4月29日判決⁵⁰）

〔事実概要〕

本件においても上述したC-318/98（Fornasar）事件で問題となった指令91/689/EECが取り扱われた。C-318/98（Fornasar）事件では、同指令および同指令に基づいて採択された決定の解釈が問題とされたが、本件においては、欧州委員会がオーストリアに対し同指令ならびに他の指令の不履行につき、条約違反の確認判決を求めて裁判所に提訴した。

本件では、欧州委員会は指令91/689と決定94/904によって採択されたリストが網羅的でないことを認識しており、構成国は指令の付属書IおよびIIに列挙される以外のものを有害廃棄物として分類することができ、より厳格な措置をとることができると、C-318/98（Fornasar）事件判決に従った意見を述べた。その上で、欧州委員会は、構成国がもしそのようにするのであれば、これらの措置をEC条約176条に従って、また、指令91/

689/EEC の 1 条 4 項の 2 に従って委員会に通知しなければならないと主張した。さらに、委員会は、共同体立法により調和された環境分野における構成国のより厳格な措置の可能性はそれらの共同体の措置を国内実施しない自由と同等とは考えられないとし、構成国は指令91/689/EEC を全体として実施するように義務づけられている、その上で手続を遵守して、ある一定の条件に基づいてのみ、さらに先に進むことができるとした。加えて、義務不履行の防御として EC 条約176条に依拠できないとも主張した。

これに対して、オーストリアは共同体法が環境分野において完全な調和を果たすことを意図しておらず、EC 条約176条と指令91/689/EEC はより厳格な措置を採択する構成国の可能性を認めているとし、この文脈において、より厳しい内容をもったオーストリアの国内規定の維持は許容されると反論した。具体的には、共同体のリストにあるコードと記述は環境保護、特に廃棄物の再生を保障するのに十分ではなく、国内措置に対して直接的にそのようなリストを採用することは域内市場の機能を改善しないばかりではなくオーストリアにおいて効力を持つ環境基準の低下をもたらすことになるだろうと主張した。

[判決]

本判決において裁判所は EC 条約176条には言及せず、次のように判示した。

指令91/689/EEC の 1 条 4 項の 2 および同項に従い設定された有害廃棄物リスト (LHW) の説明の 4 からそのリストが網羅的でないことは当事者双方の共通の認識である。しかし、委員会とオーストリアは LHW においてリストアップされる以外の廃棄物を有害物質とみなす可能性とどのようにみなす際に用いられる手続に関して対立した意見を持っている(判決72段)。

委員会が指令91/689/EEC の 1 条 4 項の 2 の下で構成国が LHW に列

挙されていない廃棄物を有害廃棄物と分類する場合には委員会に通知しなければならないという委員会の指摘は正当である。しかしながら、委員会ではオーストリアがLHWを国内実施する1997年の規則を形式的に委員会に通知したことによりその義務を履行したというオーストリアの主張に反論していない（判決73段）。

委員会はオーストリアの廃棄物のカタログがLHWにあるすべての廃棄物を有害廃棄物として分類していることに異議をととなえていない。それゆえ、他の廃棄物を有害として分類するリストを採択することによりオーストリアが指令91/689/EECおよび決定94/904/ECの下での義務に違反したということは欧州委員会によって示されていない（判決74段）。

〔評価〕

裁判所は、指令91/689/EECの1条4項の2に従ってより厳格な国内措置をとる場合には委員会に通知しなければならないという委員会の主張を認めた。これは、EC条約176条の場合も通用すると考えられる。

本件においては、条約違反が争われて、構成国がEC条約176条によるより厳格な措置により指令の不履行を正当化しようとした。裁判所は、本判決において、委員会の主張を受け入れるのではなく、オーストリアの国内措置が形式的にはすなわち一語一語そのままに共同体措置を実施していても、その内容を実質的に実現している場合には義務違反とならない可能性を認めた。このことはEC条約176条によるより厳格な措置が単なる指令に定められたリストの追加という形ではなくて、国家独自の考え方に基づくリストの作成という形でも認められるということを意味し、学説上⁵¹議論されているものよりもより幅広い形での国内措置が認められる可能性が示されたといえる。

(5) C-6/03 (Deponiezweckverband) 事件 (2005年4月14日先決裁定⁵²)

〔事実概要〕

廃棄物の埋立てに関する1999年4月26日に理事会指令1999/31/ECが採択された。その後、ドイツでは、同指令を国内実施するために、2001年2月20日に一般廃棄物の環境上健全な処理に関する規則を制定し、それは同年3月1日に発効した。Deponiezweckverband Eiterköpfe 会社（以下D会社）は廃棄物埋立て操業の許可をドイツのRheinland-Pfalz州に申請したが同国内規則に定められた基準を満たさないと拒否された。この決定を不服として、D会社はコブレンツ行政裁判所に訴えを起こした。これを受け、同裁判所は、廃棄物の埋立てに関する1999年4月26日の理事会指令1999/31/ECの5条、EC条約176条および比例性原則の解釈に関する先決裁定を欧州司法裁判所に求めた。

〔先決裁定〕

裁判所は、まず先決裁定を下す前提として次のことを明らかにした。

最初に注目すべきことは共同体法規が環境分野においては完全な調和を達成することを追求していないことである。EC条約174条は達成されるべきある一定の共同体の目的を定めているが、EC条約176条は構成国により厳格な保護措置をとることを許可している（裁定27段）。

EC条約174条2項に従い、環境に関する共同体法は共同体のさまざまな地域における状況の多様性を考慮に入れた高い水準の保護を目指している。予防原則、予防的措置がとられるべきという原則、環境損害は発生源においてまず正されなければならないという原則、汚染者が負担しなければならないという原則に基づいている（裁定28段）。

当該指令はEC条約174条に定める目的を達成するためにEC条約130s条1項（現EC条約175条1項）を法的根拠にして採択された（裁定29段）。

同指令5条1項の下で、構成国は生分解可能廃棄物が埋め立てられる量を削減するために国内戦略を設定することを義務づけられている。同規定の下で、それらの国内戦略は同指令5条2項に定められる目標を達成するための措置を含んでいなければならない。同項は国内戦略が埋め立てられ

る廃棄物の量を一定の期日までに一定の割合で削減すべきものになるべきことを定めている。それらの規定の文言および組成から、それらが構成国によって達成されるべき最小限の削減を設定しており、構成国のより厳格な措置の採択を妨げるものではないことが明らかである（裁定31段）。

従って EC 条約176条および当該指令は指令によって定められた最低限の必要性を超えるより厳格な保護措置を導入することを許可している（裁定32段）。

このように基本的考え方を述べた上で、裁判所は、求められた先決裁定を次のように下した。

第1の付託事項により、国内裁判所は廃棄物の埋立てに関して当該指令により定められたものよりより厳格な要件を課する国内法の措置に対して、EC 条約176条に照らすと当該指令5条1項および2項に反する否かを本質的に尋ねているとし、以下の4つの観点から審査した。（裁定33段）。

第1に、当該指令5条2項は2016年より前（no later than 2016）に埋立てられる生物学的に分解可能な廃棄物の量は1995年に生じたその同様の廃棄物の量の35%にまでに漸進的に削減されなければならないと定めている（裁定34段）。

問題となっている国内規則は特に限界値を定めるために焼損と全有機体炭素成分（TOC）のテストを用いている。他方、当該指令5条2項では重量によるパーセンテージのテストが用いられている（裁定35段）。

そのような焼損または TOC のような測定方法はそれ自体目的ではなく、当該指令5条2項に定める目的を達成するための手段である（裁定36段）。

埋立てとして認められる廃棄物における有機体物質の量に対する固定された基準に関して、原訴訟において当該国内規則は当該指令と同じ目的、特に、分解可能な廃棄物を削減することによって水と大気のを減らすことを追求するものである（裁定38段）。

そのような基準を達成するために当該国内規則は分解可能な廃棄物が埋

め立てられてしまう前に処理されることを要請するものである。廃棄物は機械的にかつ生物的に処理される場合、その処理は粉碎、分類、燃焼および発酵のような過程を含む（裁定39段）。

それらすべての処理形態が当該指令と一致する。以上のことから、原訴訟で問題となっている国内法の措置に含まれる基準とテストは指令と同じように環境を保護するという同じ政策に従っている。国内規則が当該指令の要件よりより厳格な要件を課している限り、それはEC 条約176条の意図するより厳格な保護措置を構成する（裁定40—41段）。

第2に、当該指令5条2項の下で構成国は3段階（2001年、2009年、2016年）において廃棄物の量を削減しなければならない。当該国内規則は早い期限、すなわち、2005年5月31日を設定している（裁定42段）。

当該指令5条2項および18条にいう「より遅くない（no later than）」という表現はもし構成国が必要とみなすのであればより早い期限を設定することを妨げるものではない（裁定43段）。

もし構成国がこの点に関して指令よりも早い期限を設定することを選択するのであれば、EC 条約176条の意図するより厳格な保護措置となる（裁定44段）。

第3に、当該指令の5条1項および2項は生分解可能廃棄物のみに適用される。当該国内規則は生分解可能な廃棄物のみならず、生分解不可能な有機廃棄物にも適用される（裁定45段）。

裁定45段に言及されるように国内法の措置は生分解可能物質のみならずすべての有機物質にまで拡大しているが、それは当該指令と同じ目的を追求している。そのような措置が指令5条において定められるよりも幅広い物質を含んでいる限り、それは、EC 条約176条の意図するより厳格な保護措置である（裁定49段）。

第4に、指令5条2項は一般廃棄物を定めている。当該国内規則は、一般廃棄物のみならず、一般廃棄物とともにあるいは一般廃棄物として処理

される、特に廃水処理からの汚泥、建物からの廃棄物、製造に係る廃棄物も含んでいる（裁定50段）。

指令5条2項が一般廃棄物のみに関及しているのは事実であるが、埋め立てられる生分解可能廃棄物を減らすという国内戦略は指令2条(a)に与えられた定義に入るすべての廃棄物を含んでいる。さらに、指令1条1項は一般廃棄物とその他の廃棄物を区別することなく、埋め立てられる廃棄物の量を削減することを目的としている（裁定51段）。

それゆえ、上述した4つの観点に対し、そのような国内措置はEC条約176条に照らして解釈される指令と合致すると結論づけられる（裁定52段）。

付け加えて、全体としてみてもそのような措置は指令と合致する（裁定54—55段）。

裁判所は、このように国内法規と指令が合致すると判断した。この上で、裁判所は、第2の付託事項、国内措置が共同体法の比例性原則と合致しているか否かという問題に次のように回答した。

同問題に答えるためには、共同体の環境政策との関連で、国内法の措置が指令と同じ目的を追求している限り、EC条約176条が同条が定める条件の下で国内措置が指令によって定められる最小限の要件を超えることに對し規定をし、またそれを許しているということが想起されなければならない（裁定58段）。

EC条約176条は条約に合致し、欧州委員会に通知される限り、より厳格な保護措置を維持し、導入することを構成国に許可している（裁定59段）。

第1の付託事項に対する先決裁定から導かれるように国内裁判所が欧州司法裁判所に尋ねたような国内法の措置はEC条約176条の意図するより厳格な措置を構成する（裁定60段）。

EC条約176条の体系からより厳格な措置を採択する際、そのような措置がいずれにせよ条約に合致していれば、構成国は共同体法により規律される権限を行使する。しかしながら、達成される保護の範囲を定めること

は構成国に任される（裁定61段）。

この関連において、指令により定められる最低限の要件が実施されることの確保が問題である限り、共同体の比例性原則は国内法の措置が追求される目的に対し均衡性を有しかつ必要であるべきと要求する（裁定62段）。

それに対して、条約の他の規定が関わっていない限り、その原則は EC 条約176条により採択され、指令により定められる最小限の要件を超えている、国内法のより厳格な保護措置にはもはや適用されない（裁定63段）。

従って、共同体法上の比例性原則は、他の条約の規定がかかわらない限り、EC 条約176条により採択され、環境分野において、共同体指令によって定められる最低基準を超えている構成国のより厳格な保護措置には適用されない（裁定64段）。

〔評価〕

裁判所は、環境分野においてとられる共同体措置は完全な調和を達成することを追求していないこと、EC 条約176条および当該指令はそこに定められる最小限の必要性を超えるより厳格な保護措置を導入することを許可していることを確認した。その上で、裁判所は4つの観点から国内措置が当該指令に違反するか否かを審査した。そこで、裁判所は、国内法規と共同体措置とでは目的を追求する手段において相違はあるが、追求される目的は同じであるとし、また、共同体措置の実施を超えた内容が国内措置において実現されていることを認めた。ここでも、国内措置が共同体措置の単なる延長上にあるものでなくとも、共同体措置の内容が実施されていれば共同体法違反とはならないことが示された。

本件において、もっとも重要なのは、比例性原則に関する裁判所の判断である。EC 条約176条は「当該措置は、この条約と合致するものでなくてはならない」と定める。この「条約」という文言が EC 条約条文のみを意味するのか、二次法である EC 立法をも含めて解されるのかについては議論があるものの⁵³、これまで学説上は EC 条約条文のみならず、比例性

原則を含めた一般原則も含むと解されてきた⁵⁴。しかし、本裁定において、裁判所は、比例性原則は EC 条約175条に基づく共同体の措置による最小限の調和の領域においてのみ適用されるのであって、それを超えるより厳格な国内の保護措置の領域には適用されないことを明らかにした⁵⁵。これは、指令の規定を実施する国内措置と共同体法規により定められた指令の規定よりも厳格な基準を維持しあるいは導入する国内措置との間の根本的な相違を裁判所が認識したものと言える⁵⁶。De Cecco は、この相違を前者は共同体から委任されて構成国が共同体法規を実施する場合であり、後者は構成国に残存する権限を構成国が行使する場合として説明した⁵⁷。もっとも、De Cecco は、本判決では比例性原則がより厳格な保護措置には適用されないと判示したにとどまり、その他の一般原則や基本権の違反がある場合は別に判断される必要があるとの指摘を付け加えている⁵⁸。

本裁定により、構成国によるより厳格な保護措置の余地が広がったと捉えられる。もっとも、構成国はより厳格な措置をとることが許されるのであって、共同体法規と異なる措置をとることが認められる訳ではない⁵⁹。本判決では、上述したように4つの観点から裁判所は国内措置が共同体措置の内容を実現し、それを超える内容を持つものであると判断したが、このようにより厳格な保護措置と異なる措置の境界線を引くことが今後裁判所に求められると考えられる⁶⁰。

ドイツ連邦環境省は、本裁定後、すぐさま同日に、2005年6月1日より一般廃棄物規則の新しい時代への道が開かれるとして、同裁定に対し歓迎の意を表した⁶¹。

上述した C-510/99 (Tridon) 事件では、比例性原則が国内法に適用されることが前提とされていた。同判決と本判決に一貫性を持たせるためには、C-510/99事件判決では、EC 条約に合致しないが、EC 条約30条によって正当化されうる、しかし、その際には比例性原則を満たしていなければならないという主旨で用いられたのであり、EC 条約176条との関係で

用いられた訳ではないと解さなければならない。

3. 小括

(1) EC 条約95条と176条の適用条件における相違

上述した諸判例において EC 条約95条でも EC 条約176条でも国家の単独措置をとることが可能であるが、EC 条約95条と EC 条約176条には適用時に以下のような大きな相違が存在することが明らかになった。EC 条約95条に関する最近の判例 C-512/99 (Germany v. Commission) 事件および C-3/00 (Denmark v. Commission) 事件において、EC 条約95条4項および5項の適用条件に差異があり、特に、後者の5項に基づく新たな国内措置の導入に当たっては当該構成国にとっての特有の問題があり、正当化理由は環境保護または労働環境に関するものに限定され、さらに、新しい科学的証拠を示さなければならないという累積的条件を満たさなければならないこと、同時に、これらの条件が厳格に適用されることが明らかになった。また、その厳格さは、C-512/99 (Germany v. Commission) 事件において、許可申請時の法規（時際法）ではなく、欧州委員会が実際に許可するかどうかの審査・決定時に有効な法規（より厳格な条件の方）が適用されたことから理解される。

それに対して、EC 条約176条は国内措置の維持と導入には差異はなく、さらに、EC 条約176条に関する最近の判例 C-194/01 (Commission v. Austria) 事件および C-6/03 (Deponiezweckverband) 事件では、共同体措置をそのまま実施するのではなく、独自の実現手段を用いた国内措置の形であってもより厳格な保護措置として許容されるとした。

最近の判例は、EC 条約95条による国家の単独措置を制限する方向で、他方、EC 条約176条による単独措置を広く認める方向性を示している。この裁判所の二つの方向性は次のような認識によると考えられる。上述した(Ⅲ. 2)で見たように、EC 条約95条4条あるいは5項に基づく国家の

単独措置はあくまでも共同体措置からの逸脱に過ぎないのであって、常に（その「違反」に対する）正当化理由が必要である。他方、EC 条約176条によって許容される措置は、C-6/03 (Deponiezweckverband) 事件で裁判所により強調されているように、共同体措置と国内措置が同じ目的を追求し、国内措置は共同体措置に対するプラスアルファであると。さらに、後述する (IV.3.(2)) ような、EC 条約175条に基づく環境分野における措置は、完全な調和を達成することを追求しているわけではなく、そこで規定されるのは最低限の基準であるという裁判所の認識 (C-318/98 (Fornasar), C-194/01 (Commission v. Austria), C-6/03 (Deponiezweckverband) 事件) が指摘できる。

(2) 完全な調和と EC 条約176条

完全な調和と EC 条約176条との関係については、上述した (Ⅲ.3) ように学説において議論が分かれている。欧州司法裁判所は、2000年6月22日の先決裁定 (C-318/98 (Fornasar) 事件) においてこの問題に言及し、以下のような判断を下した。「共同体法規は環境分野において完全な調和 (complete harmonisation, vollstandige Harmonisierung) を達成しようと追求していないことが理解されなければならない。たとえ EC 条約130r 条 (現 EC 条約174条) が達成すべき共同体の目的を定めているとしても、EC 条約130 t 条 (現 EC 条約176条) と指令91/689が構成国により厳格な保護措置を導入することを認めている」と⁶²。

さらに、欧州司法裁判所は、2005年4月14日の先決裁定 (C-6/03 (Deponiezweckverband) 事件) においても同先決裁定に言及しつつ、この基本的な考え方を繰り返した上で、「EC 条約176条はそのような国家の保護措置はそれらが条約と合致し、委員会に通知されなければならないという条件にのみ服す」と述べた⁶³。

また、裁判所は次のように判示した⁶⁴。同事件において問題となってい

た廃棄物の埋め立てに関する指令1999/31/EC⁶⁵の5条(1)の下で、構成国は生分解可能廃棄物の埋め立て量を減少させるために国内戦略を設定しなければならない。同項において、国内戦略は指令5条2項で定められた目標を達成するための措置を含まなければならない。指令5条2項は国内戦略が埋め立て量がある定められた期日までにある一定のパーセンテージごと減少させられるべきであると定めなければならないと規定する。それらの規定の文言と論理はそれらが構成国により達成されるべき最低限度の削減を定めているのであり、より厳格な措置の採択を妨げるものでない。したがって、EC 条約176条および指令は構成国に指令によって定められた最小限の要請を超えてより厳格な措置を導入することを許すものであると結論づけられるとした。

指令1999/31/ECが最小限の調和でなく、もし完全な調和措置であれば、EC 条約175条に基づく措置は許容されるのか否かは不明であるが、上述した C-318/98 (Fornasar) 事件および C-6/03 (Deponiezweckverband) 事件で欧州司法裁判所が共同体法規は環境分野においては完全な調和の達成を目指すものではないと明言したことにより、確固とした目標が定められ、そのための完全な調和が目指されている域内市場の分野とは相違があることが示されたと捉えられる。

(3) 比例性原則に関する EC 条約95条と EC 条約176条との相違

最近の欧州司法裁判所の諸判例によりこれまで学説では指摘されてこなかった EC 条約95条と EC 条約176条の相違が明らかになった。裁判所は、EC 条約95条に関する C-3/00 (Denmark v. Commission) 事件において、共同体機関が構成国の規定とは異なる調和措置を採択した場合、構成国は人の健康へのリスク評価を根拠に既存の国内規定の維持を求める申請をすることができるが、そのためには、申請する構成国はこれらの当該国内規定が共同体の調和措置よりも高い健康保護のレベルを確保していることと

並んで国内規定が目的を達成するのに必要なものを超えていないことを証明しなければならないとした⁶⁶。

他方、EC条約176条に関するC-6/03 (Deponiezweckverband) 事件において、指令により定められる最低限の要件の実施確保が問題である限り、共同体の比例性原則は国内法の措置が追求される目的に対し、均衡性を有しかつ必要なものであるべきと要求するが、条約の他の規定が関わっていない限り、その原則は指令により定められる要件を超えている国内法のより厳格な措置には適用されないとした⁶⁷。

このことは、EC条約95条4条あるいは5項に基づく国家の単独措置の場合にはそれが比例性原則に服すが、EC条約176条に基づく国家の単独措置に対しては比例性原則が適用されないことを意味する。換言すれば、EC条約95条による単独措置とEC条約176条による単独措置の性質が異なっていることを意味する。これは、上述した(Ⅲ.2)のように単独措置が共同体措置と同じ目的をもっているのか否かという相違を裁判所が認識しているためであると考えられる。

V. 結語

EC条約95条でもEC条約176条でも環境に関する共同体措置をとることでき、またEC条約95条4項もしくは5項あるいはEC条約176条に基づいて国家の単独措置をとることができる。しかし、ⅣでEC条約95条とEC条約176条に関連する判例を検討した結果、両者の適用条件の相違および比例性原則の適用の有無における相違から、EC条約95条に基づく単独措置の適用はより難しく、EC条約176条に基づくそれはより容易になると捉えられ、そのことは今後、両者の法的根拠選択にも影響を及ぼすと考えられる。また、比例性原則の適用不要判断を受け、EC条約176条の適用が増加し、その存在価値が高まると考えられる。

EC条約176条は象徴的な意味しかないという見解に関連して、さらに、

EC 条約176条や EC 条約95条 4 項もしくは 5 項の濫用の可能性が指摘される。すなわち、欧州委員会が構成国に対し指令の実施がなされていないとし、欧州司法裁判所に訴えを提起する場合、構成国は弁護の理由として、指令の国内実施はしていないものの、国内法の方が指令よりもより厳格な保護を規定しているということを挙げることもあり、EC 条約176条や EC 条約95条 4 項もしくは 5 項の濫用の可能性がある」と主張されることがある⁶⁸。確かに、より厳格な保護措置は、条約違反手続における構成国の主張の中で用いられることがある⁶⁹。しかし、IVで見えてきたように、欧州司法裁判所はそのような EC 条約176条、EC 条約95条 4 項あるいは 5 項に依拠した条約違反に対する構成国の単なる反論は認めていない。裁判所が EC 条約176条あるいは EC 条約95条 4 項もしくは 5 項に基づく国内措置を認める基準は非常に厳格である。また、2002年に欧州委員会は EC 条約95条に基づく国内措置の適用基準を公表した⁷⁰。

実際、C-6/03 (Deponiezweckverband) 事件判決で認められたドイツの国内措置は共同体指令の国内実施を確保した上でのさらなる厳格な措置であった。共同体の措置は多くの場合理事会における構成国代表間の妥協あるいは理事会と欧州議会間の妥協により成立しているが、EC 条約176条は共同体措置よりもより厳格な保護措置を構成国にとることを可能にすることで、同構成国が他の構成国に対する模範機能を果たすことを促し、長期的には共同体の水準あるいは他の構成国における環境保護の水準をも向上させることに役立つ⁷¹。EC 条約174条 2 項 2 文の保護条項 (Schutzklausel) は、環境政策の例外的状況の防止や除去に寄与するのに対して、EC 条約176条の保護強化条項に基づく措置は先に進んでいる構成国により進んだ環境保護を可能にするものである⁷²。

EC 条約174条 2 項は「共同体の環境政策は…高い保護水準を目的とする」と定めており、環境分野における共同体の措置は高度な保護水準を目指す (EC 条約174条 2 項) ものではあるが、共同体措置が現時点で技術

的に可能である最も高い保護の水準を示しているわけではない⁷³。そうであるからこそ、EC 条約176条により構成国はより厳格な保護措置を維持し、あるいは導入することができることに意味がある。

最後に欧州統合の観点から EC 条約176条の位置づけをおこないたい。マーストリヒト条約において、イギリスやデンマークの経済通貨同盟からのオプト・アウト (opt out) が認められた。両国は、経済的基準を満たしている場合であっても経済通貨同盟に参加することを義務づけられない。アムステルダム条約では、先行統合を可能にするより緊密な協力制度が導入され、多段階統合が EU 条約および EC 条約上において認められた。EC 条約95条4項および5項、並びに EC 条約176条は共同体措置からの逸脱措置を認めるものであるが、より厳格な国内措置のみが許容されるために、オプト・アップ (opting up) 条項⁷⁴とも呼ばれる。EC 条約176条に依拠した国家の単独措置が共同体の基準からの継続的な例外を許すことを意味するが⁷⁵、上述したように、EC 条約176条に基づく国内措置としては共同体措置と同じ目的をもったより厳格な保護措置のみが許容されるため、欧州統合を前に進める措置と捉えることができる。

アムステルダム条約で先行統合が制度化され、多段階統合の考えが広く認められるようになったが、多段階統合を認容する萌芽は既に EEC 条約100a条 (現 EC 条約95条) と EEC 条約130t条 (現 EC 条約176条) にあったとも解される⁷⁶。ただ、両者は EEC 条約100a条と EEC 条約130t条として EEC 条約に追加された当初とは異なり、その両者の条文の変更やIVでみた判例の展開を通じた発展過程において、EC 条約95条は積極的に進めるべき多段階統合のシステムとはみなされず、EU 法の統一に対する例外的な許容措置と位置づけられ、他方、EC 条約176条は積極的に進めるべき多段階統合のシステムの一部であると位置づけられるようになり、EU 法において異なる位置づけがなされるようになったと言ってよいだろう。

〔付記 専修大学17年度研究助成「EU 環境法と国内環境法の交錯」の成果の一部である。〕

¹ EC 条約137条4項「この条に従って採択された規定は、…—構成国がこの条約と合致するより厳格な保護措置の維持または導入を妨げるものではない」。

² EC 条約153条5項「4項に従って採択された措置は、構成国がより厳格な保護措置の維持または導入することを妨げない。かかる措置は、この条約に合致していなければならない。委員会は、これらの措置について通知されなければならない」。

³ Directive 98/69/EC of the EP and the Council of 13 October 1998, OJ 1998 L 350/1; Directive 98/70/EC of the EP and the Council of 13 October 1998, OJ 1998 L 350/8.

⁴ 拙稿「EC 立法と法的根拠」専修法学論集 82号 2001年 1, 14—16頁。

⁵ Cf. Breier, Siegfried, § 13 Kompetenzen, Rn.53-54, in Rengeling, Hans-Werner (Hrsg.), *Handbuch zum europäischen und deutschen Umweltrecht*, Band I, 2. Aufl., Carl Heymanns, 2003.

⁶ 例えば, EEC 条約100条と EEC 条約235条の両方を法的根拠としたものとして, Council Directive 80/778/EEC of 15 July 1980 relating to the quality of water intended for human consumption, OJ 1980 L229, 11; II 1(2)も参照。

⁷ Calleje, Daniel/Vignes, Daniel/Wägenbaur, Rolf, *Commentaire Megret, Le droit de la CEE, 5 Dispositions fiscales rapprochement des législations*, Etude Europeennes, 1993, 324; Dellis, Georges, Art. 94-95, point 77, in Léger, Philippe (ed.), *Commentaire article par article des Traités UE et CE*, Dalloz, 2000; Fröhling, Viviane, “Die ‘PCP’-Entscheidung des EuGH”, Jus 1996, Heft 8, 688, 689; Gundel, Jörg, “Die Neuordnung der Rechtsangleichung durch den Vertrag von Amsterdam-Neue Voraussetzung für den ‘nationalen Alleingang’”, Jus 1999, Heft 12, 1171, 1173.

⁸ De Ruyt, Jean, *L'acte unique européen*, 170; Bardenhewer, Angela/Pipkorn, Jörn, Art. 100a, Rn.86, in Groeben, Hans von der/Thiesing, Jochen/Ehlermann, Claus-Dieter (Hrsg.), *Kommentar zum EU-/EG-Vertrag*, Band 2/II, 5. Aufl., Nomos, 1999.

⁹ De Ruyt, note(8), 172; Joseph, Tamara L., “Preaching Heresy: Permitting Member States to enforce stricter environmental laws than the European Community”, *Yale Journal of International Law*, 20(2), 1995, 227, 248; Tietje, Christian, Art.95, Rn.65, in Grabitz, Eberhard/Hilf, Meinhard, *Das Recht der Europäischen Union*, C.H. Beck, Stand Oktober 2005.

¹⁰ Scheuing, Dieter H., “Umweltschutz auf der Grundlage der Einheitlichen Europäischen Akte”, *EuR* 1989 Heft 2, 152, 171.

¹¹ Kahl, Wolfgang, Art.176, Rn.7, in Streinz, Rudolf, *EUV/EGV*, Beck, 2003; Manes, Art.176, Point 1, in Léger, Philippe (ed.), *Commentaire article par article des Traités UE et CE*, Dalloz, 2000; Scheuing, note(10), 159.

¹² Kahl, note (11).

¹³ Manes, note (11), point 1 ; Middeke, Andreas, § 32 Nationale Alleingänge, Rn.2, in Rengeling, Hans-Werner (Hrsg.), *Handbuch zum europäischen und deutschen Umweltrecht*, Band I, 2.Aufl., Carl Heymanns, 2003.

¹⁴ OJ 1985 L175, 40 ; その他の例については, Manes, note (11), point 1.

¹⁵ OJ 2985 L87, 1.

¹⁶ Jans, Jan H./von der Heide, Ann-Katrin, *Europäisches Umweltrecht*, Europa Law Publishing, 2003, 133 ; もっとも過渡的なものとして, 単一欧州議定書発効後に採択された理事会指令88/609/EEC (OJ 1988 L336, 1) では4条3項に残っている。

¹⁷ Middeke, note (13), Rn.85.

¹⁸ Scheuing, note (10), 167 ; C-302/86 [1988] ECR 4607. デンマーク容器事件として知られ, 物の自由移動からの逸脱措置の正当化理由として環境保護が認められた。

¹⁹ Joseph, note (9), 229.

²⁰ 先占効果については, 後述Ⅲ3を参照。

²¹ Cf. Streinz, “‘Nationale Alleingänge’: Einführung strengerer deutscher Regelungen für Mineralwolle unzulässig-Beibehaltung stengerer dänischer Regelungen für Lebensmittel-zusatzstoffe zulässig”, Jus 2003 Heft 9, 908.

²² Kahl, note (11), Rn.3.

²³ Cf. Calliess, Christian, Art.176, Rn.8, in Calliess, Christian/Ruffert, Matthias (Hrsg.), *Kommentar zu EU-Vertrag und EG-Vertrag*, 2. Aufl., 2002 ; cf. Opinion of Advocate General Saggio delivered on 28 January 1999, Case C-319/97 [1999] ECR I -3143, para.26.

²⁴ Kahl, note (11), Rn.3.

²⁵ Krämer は, この他に部分的調和 (partial harmonization) を列挙している。Krämer, *EC Environmental Law*, Fifth Edition, Sweet & Maxwell, 2003, 117 ; Renner は, この他に alternative Harmonisierung を列挙している。Renner, Wolfgang G., *Föderalismus im Umweltrecht der Vereinigten Staaten und der Europäischen Gemeinschaft*, Duncker & Humblot, 2003, 488-489 ; Herrnfeld, Hans-Holger, Art.94, Rn.41-47, in Schwarze, Jürgen, *EU-Kommentar*, Nomos, 2000.

²⁶ 競合的権限の概念は, 欧州憲法条約 I—12条2項の定義を参照。

²⁷ 並行的権限は欧州憲法条約では競合的権限とまとめられて共有権限とされているが, 競合的権限とは異なり先占の効果が生じない並行権限は競合的権限と区別されるべきである。これについては, 拙稿「欧州憲法条約草案における権限配分規定」専修法学論集 89号 2003年 107, 130—131頁。

²⁸ Herrnfeld, Art.95, Rn.49, in note (25).

²⁹ Kahl, note (11), Rn.6.

³⁰ Middeke, note (13), Rn.73.

³¹ Calliess, note (23).

- ³² Calliess, note (23).
- ³³ Jarass, Hans D., “Verstärkter Umweltschutz der Mitgliedstaaten nach Art.176EG”, NVwZ 2000 Heft 5, 529, 530.
- ³⁴ Case C-41/93 [1994] ECR I -1829.
- ³⁵ Cf. Schnutenhaus, Jörn, “Das Urteil des EuGH zum deutschen PCP-Verbot-schwere Zeiten für den nationalen Alleingang im Umweltrecht”, NVwZ 1994, Heft 9, 875.
- ³⁶ Case C-512/99 [2003] ECR I -845.
- ³⁷ Case C-3/00 [2003] ECR I -2643.
- ³⁸ Epiney, Astrid, “Neuere Rechtsprechung des EuGH in den Bereichen institutionelles Recht, allgemeines Verwaltungsrecht, Grundfreiheiten, Umwelt- und Gleichstellungsrecht”, NVwZ 2004 Heft 9, 1067, 1076.
- ³⁹ Bücken, Andreas, “Rechtsangleichung im Binnenmarkt”, NVwZ 2004 Heft 2, 62, 64.
- ⁴⁰ このように考える見解として, Zander, Joakim, “‘Green Guarantee’ and the EC Treaty”, *Journal of Environmental Law*, 2004, vol.16 No.1, 65, 72, 78-79.
- ⁴¹ このように考える見解として, Gundel, Jörg, Anmerkung, *EuZW* 2003 Heft 22, 343, 344.
- ⁴² Wennerås は, 委員会による比例性原則の審査は従来の必要性の審査ではなくむしろ共同体の調和措置が高度な保護のレベルを提供するものであるか, すなわち, 共同体の立法が十分であるかということと結びついていると指摘する。Wennerås, Pål, “Fog and Acid Rain Drifting from Luxembourg over Art.95(4) EC”, *European Environmental Law Review* 2003, 169, 176; cf. Bücken, note (39), 66.
- ⁴³ Case C-203/96 [1998] ECR I -4075.
- ⁴⁴ Jans, J.H., Analysis, *Journal of Environmental Law*, Vol.11, 1999, 152, 154.
- ⁴⁵ Notaro, Nicola, Case C-203/96, *CMLRv.* No.36, 1999, 1309, 1316.
- ⁴⁶ Notaro, note (45), 1316-1317.
- ⁴⁷ Case C-510/99 [2001] ECR I -7777; この判例研究として拙稿「EUにおけるワシントン条約 (CITES) の適用」*国際商事法務* Vol.31, No.8, 2003年 1152—1157頁。
- ⁴⁸ 拙稿 前掲注(47) 1155—1156頁。
- ⁴⁹ Case C-318/98 [2000] ECR I -4785.
- ⁵⁰ Case C-194/01 [2004] ECR I -nyr.
- ⁵¹ Ex. Krämer, note (25), 118 (3-43/44).
- ⁵² Case C-6/03 [2005] ECR I -nyr.
- ⁵³ 同議論に言及したものとして, Calliess, note (23), Rn.9; Krämer, note (25), 119(3-46).
- ⁵⁴ Kahl, note (11), Rn.22; Calliess, note (23), Rn.10; Jahns-Böhm, Jutta, Art.176, Rn.5, in Schwarze, Jürgen (Hrsg.), *EU-Kommentar*, Nomos, 2000; Middeke, note (13), Rn.78; Epiney/Furrer, *EuR* 1992, 402; Krämer, note (25), 118-119(3-45).
- ⁵⁵ Cf. Murswiek, Dietrich, “Strengere nationale Regelungen für Abfalldeponien”, *Jus*

2006, Heft 1, 92, 95-96.

⁵⁶ De Cecco, Francesco, “Room to move? Minimum harmonization and fundamental rights”, CMLRev. 43, 2006, 9, 21.

⁵⁷ De Cecco, note (56), 21.

⁵⁸ De Cecco, note (56), 26.

⁵⁹ Bell & McGillivray, : Environmental Law : 6e, Chapter 07, Oxford University Press, Online Resource Centre, Case C-6/03, <http://www.oup.com/uk/orc/bin/0199260567/resources/updates/ch07/?view=za> (2006年3月17日アクセス)。

⁶⁰ Cf. Bell & McGillivray, note (59).

⁶¹ Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit. Pressarchiv Nr. 087/05 vom 14. 04. 2005, “Ablagerungsverordnung ist EU-konform”, http://www.bmu.de/pressearchiv/15_legislaturperiode/pm/print/35330.php (2006年2月24日アクセス); エコロジーエクスプレス, 2005年4月19日 デイリーニュース, <http://www.ecologyexpress.com/Europe/EUI-200504180006> (2005年4月20日アクセス)。

⁶² Case C-318/98 [2000] ECR I -4785, para.46.

⁶³ Case C-6/03 [2005] ECR I -nyr, para.27.

⁶⁴ Case C-6/03 [2005] ECR I -nyr, paras.31-32.

⁶⁵ OJ 1999 L182, 1; 同指令は, EC 条約130s 条 1 項 (現 EC 条約175条 1 項) を法的根拠にして採択されている。

⁶⁶ Case C-3/00 [2003] ECR I -2643, para.64.

⁶⁷ Case C-6/03 [2005] ECR I -nyr, paras.62-64.

⁶⁸ Pagh, Peter, “The Battle on Environmental Policy Competences ; Challenging the Stricter Approach : Stricter Might Lead to Weaker Protection”, in Macrory, Richard, *Reflections on 30 Years of EU Environmental Law*, Europa Law Publishing, 2006, 10-11.

⁶⁹ 例えば, Case C-184/97 [1999] ECR I -7837, para. 24, 37; 指令76/464/EEC により危険物質により引き起こされる汚染を減少させるための特別計画の設定を義務づけられたが, ドイツは計画を設定せずにいた。それゆえ欧州委員会がドイツを訴えた事件である。この事件でドイツは国内法がより厳格な措置を規定していると主張した。

⁷⁰ 欧州委員会による EC 条約95条に基づいた国家の単独措置の審査は, 導入された当初は, C-41/93 (France v. Germany) 事件において見られるように理由づけも十分になされず比較的緩いものであったが, 同事件において厳しい判断を欧州司法裁判所に受け, それ以後審査基準が明確化された。具体的には, 欧州委員会は EC 条約95条に基づく単独措置の許容性を審査する基準について2002年にコミュニケーションを公表した。COM (2002)760, Communication from the Commission concerning article 95 (paragraphs 4, 5 and 6) of the Treaty establishing the European Community; 欧州委員会により申請して承認された例として, 94/783/EC, Commission Decision of 14 September 1994, OJ 1994 L 316, 43; 1999/835/EC, Commission Decision of 26 October 1999, OJ 1999 L 329,

82 ; 2000/509/EC, Commission Decision of 25 July 2000, OJ 2000 L 205/7 ; 2002/884/EC, Commission Decision of 31 October 2002, OJ 2002 L 308, 30. その他の例としては, COM(2002)324 Nineteenth Annual report on monitoring the application of Community Law(2001), 11並びに, Pagh, note(68), 6 参照。

⁷¹ Jahns-Bohm, note(54), Rn.1.

⁷² Epiney, Astrid/Furrer, Andreas, “Umweltschutz nach Maastricht”, EuR 1992 Heft 4, 369, 402.

⁷³ Case C-341/95 [1998] ECR I -4355, para.47.

⁷⁴ Caspar, Johannes, § 2 Europäisches und nationales Umweltverfassungsrecht, in Koch, Hans-Joachim (Hrsg.), *Umweltrecht*, Luchterhand, 2002, 58, Rn.63.

⁷⁵ Jahns-Böhm, note(54), Rn.1.

⁷⁶ Joseph, note(9), 247.